

## 公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(3)

## 目次

第16	公益信託の終了	2
1	公益信託の終了事由	2
3	委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了	4
5	公益信託の成立の認可の取消しによる終了	8
第17	公益信託の終了時の残余財産の処理	8
1	残余財産の帰属【P】すべき者の指定	8
第4	公益信託の受託者	10
1	公益信託の受託者の資格	10
第5	公益信託の信託管理人	16
2	公益信託の信託管理人の資格	16
第6	公益信託の委託者	19
1	公益信託の委託者の権限	19
2	公益信託の委託者の地位の相続	19

## 第16 公益信託の終了

### 1 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (2) 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき。
- (3) 信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき。
- (4) 受託者が信託法第52条(同法第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定により信託を終了させたとき。
- (5) 信託の併合がされたとき。
- (6) 信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (7) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (8) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信託契約の解除がされたとき。
- [ (9) 公益信託の成立の認可が取り消されたとき。 ]
- (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

#### ○ 中間試案第16の1「公益信託の終了事由」

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (2) 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき。
- (3) 受託者が信託法第52条(第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定により信託を終了させたとき。
- (4) 信託の併合がされたとき。
- (5) 信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (6) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (7) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第41

条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信託契約の解除がされたとき。

(8) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

(補足説明)

中間試案第16の1の提案について、パブリックコメントでは、賛成する意見が多数であった。そのうち、「信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき」を公益信託の終了事由とする提案については、「信託管理人を必置の機関として、受託者監督の中心に据える制度設計からすると、信託管理人が長期間不在となった場合に公益信託が終了することはやむを得ない」、「1年間の信託管理人が不在であるという状態は、実態として当該公益信託の内部ガバナンスが機能しておらず、信託そのものの適正な運営が行われているのか疑義が生じる」等として提案に賛成する意見があったが、「信託管理人の任務終了事由が発生したことを他の関係者が早期に知ることができるとは限らず、信託管理人の任務終了から1年以内に信託管理人を選任することが常に容易であるとは言えないことから、不測の事態により信託が終了するおそれがある」等として提案に反対する意見もあった。

新たな公益信託の信託管理人は、公益信託の内部のガバナンスの中心であり、受託者が公益信託事務を適切に遂行しているかどうかを監督するという重要な役割を担っている。また、信託管理人が欠けた場合に、公益信託の関係者の誰もがその不在を1年間もの期間にわたり知り得ず、後任者が選任されない状態は、公益信託の内部のガバナンスが機能しているとは考え難い。そこで、「信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき」を新たな公益信託の終了事由とすることとしている。

なお、本文では、趣旨をより明確なものとするため、受託者が欠けた場合と信託管理人が欠けた場合とで分けて記載することとした。

また、本部会資料第16の5（公益信託の成立の認可の取消しによる終了）において、公益信託の成立の認可の取消しを受けた場合には、公益信託は終了するものとする提案をしているが、この提案を採用する場合には、公益信託の成立の認可の取消しを受けたときを公益信託の終了事由とする必要がある。そこで、ブラケットを付した上でその旨の提案を追加している。

### 3 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

【甲案】委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意によって公益信託を終了することはできないものとする。

【乙案】公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによりすることができるものとする。

○ 中間試案第16の3「委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了」

【甲案】公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。

【乙案】公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによりすることができるものとする。

(補足説明)

#### 1 公益信託の終了の場面と清算の場面の関係について

これまでの部会での調査審議の過程においては、行政庁が公益信託の終了に際して判断すべき事項の一つとして、残余財産の帰属先等を挙げる意見があったが、本部会資料第16の3の本文の提案では、現行の公益法人制度と同様に、公益信託の終了の場面と清算の場面は区分して考えることを前提としている。

#### 2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了について

##### (1) 従前の部会における意見及びパブリックコメントの結果

公益信託を委託者、受託者及び信託管理人の合意のみにより終了させることの当否について、従前の部会では、新たな公益信託が税制優遇を受けられるものであることを目指すという方向性を踏まえ、公益信託の運営の継続性を確保することは重要であるとの考え方にに基づき、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによる公益信託の終了を許容すべきでないとの立場から、調査審議がされてきた。他方で、従前の部会の調査審議の過程において、終了の場面と残余財産の清算の場面は分けて考えるべきであり、残余財産の私人への帰属を認めないとの提案が採用されることを前提として、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによる終了を認めるべきではないかとの指摘もされた。

また、パブリックコメントにおいては、「当事者の合意による安易な終了は認めるべきではない」、「委託者、受託者及び信託管理人が公益信託を終了すべきと考えたのであれば、公益信託を終了させることを可能とすべきだが、行政庁が清算過程においても監督を継続して適正さを担保する観点から、行政庁の関与を必要とする」、「残余財産の帰属につき私人への帰属を認めない案が採用されることを前提として乙案に賛成する」等として、委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了について、様々な観点からの意見があった。

## (2) 新しい甲案について

本文の提案のうち、甲案は、委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意によって公益信託を終了することはできないものとするを提案するものである。

公益信託の合意による終了の当否について、中間試案第16の3では、甲案として「公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。」との提案をしていた。しかし、公益信託の合意による終了に当たり、行政庁がその当否を判断するなど、実質的な関与をするものとすることは、困難である。

すなわち、上記補足説明1を前提とした上で、行政庁の関与に実質的な意義を見出すこととする場合には、「終了の認可」と「成立の認可の取消し」のいずれであっても、行政庁は、「終了することの当否」についての実質的な判断をすることとなるものと考えられる。しかし、行政庁が当該公益信託を継続させるべきであると判断するための具体的、一義的で現実に機能し得る基準を設定することは困難であると考えられる。また、行政庁が公益信託の終了について、実質的な理由があるか否かを判断することは、公益信託の内部のガバナンスへの過剰な介入となる可能性があることから相当ではなく、行政庁が終了の当否を判断する仕組みは採用されていない公益法人制度との整合性も欠くこととなるものとも考えられる。

また、例えば、受託者や信託管理人が欠格事由に該当するかどうかの判断をする観点から、行政庁の関与を求めることも考えられる。この場合には、行政庁は、その公益信託が成立の認可の基準を充足していないため、本来であれば、公益信託の成立の認可の必要的又は任意的取消しをすべきであるにもかかわらず、これを免れることを意図し、合意により終了させるものでないかどうかを判断することとなるので、定期的に行われる監督と同程度の審査をした上で、終了の当否を判断することとなる。より具体的には、当該公益信託が成立の認可の取消しを免れることを意図して合意により終了するものと疑われる場合には、行政庁は、当該公益信託の受託者に対し、報告を徴求するなどし、その結果、当該公益信託が成立の認可の取消しを免れることを意図して合意により終了するものと判断されれば、成立の認可の基準を充足していないこと等を理由として、成立の認可の取消しをすべきこととなる。しかし、このような考え方に対しては、現在の公益法人における監督の仕組みを踏まえると、時間、労力等のコストの点で、現実的ではないとの指摘がされるものとも思われる。

このほか、信託の関係者の合意の真正を担保する観点から、行政庁の関与を求めることと考えることもでき、この場合には、行政庁は、公益信託の終了の認可又は成立の認可の取消しをするに当たり、その基礎となった信託の関係者の合意の確認をするだけとなると思われる。しかし、このような行政庁の関与に実質的な意義を見出すことは困難であるし、そもそも公益信託を信託の関係者の合意のみにより終了させるこ

とは相当ではないという従前の甲案の背景にある考え方にそぐわないとも考えられる。

以上のとおり、従前の甲案については、行政庁の関与について、その趣旨を踏まえた上で、具体的な制度の在り方を検討する必要があるが、困難な面が少なくない。

上記のとおり、従前の部会の調査審議においては、委託者、受託者及び信託管理人の合意「のみ」による終了を許容することは相当でないとして、行政庁の関与を求めるとの考え方が検討されてきた。従前の甲案は、このような考え方を背景とするものであるが、その前提である行政庁の関与を実現することが困難であることは上記のとおりである。そうすると、公益信託を信託の関係者の合意により終了させることは、もはや許容すべきではないとも考えられる。

そこで、本文では、従前の甲案に代わる新たな甲案として、「委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意によって公益信託を終了することはできないものとする。」との提案をするものである。

### (3) 乙案について

これに対し、乙案は、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみにより公益信託の終了をすることができることとするものである。乙案については、従前の提案から変更はない。

残余財産の帰属先が公益に資するものであることが法令上担保されているのであれば、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみにより公益信託を終了させたとしても、公益信託の公益性自体は、担保されると考えられる。また、新たな公益信託は、民間の自発的な公益活動の一環として、民間のイニシアティブにより設定されるものである。そのため、その終了についても、民間の判断によって決定されるべきであり、行政庁がその終了についてのみその当否を判断することは、過剰な規制であるとも考えられる。

また、甲案及び乙案のいずれにおいても、受益者の定めのある信託の合意による終了の場合（信託法第164条第1項）と異なり、受託者を公益信託の終了の合意の当事者としており、その趣旨は、公益信託の継続性の要請を踏まえ、公益信託のガバナンスの中心となる信託管理人はもとより、公益信託事務を処理することをもって公益を担う受託者についても、公益の観点から、公益信託の終了の当否を判断することを期待するものと考えられる。したがって、この場合には、受託者及び信託管理人は、単に委託者の意思を尊重するのではなく、公益信託の目的の達成の観点から、当該公益信託を終了させることが相当であると考えられる場合に終了の合意に応じ、当該公益信託を継続させることが相当であると考えられる場合には終了の合意に応じないとの判断を合理的にすることが求められることとなる。そして、この考え方を前提とした場合には、仮に、乙案を採用して、外部の第三者機関として行政庁が関与しないこととしても、公益信託の内部のガバナンスが適切に機能している限りにおいては、公益信託が安易に終了するのではないかとの懸念は、一定程度は解消し得るものとも

思われることから、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによる公益信託の終了を許容し得る余地があるとも考えられる。

(4) 委託者、受託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させることの必要性和許容性

公益信託を信託の関係者の合意のみによって終了させることの可否を検討するに当たっては、その必要性和許容性について改めて検討する必要がある。

委託者、受託者及び信託管理人が公益信託をその合意により終了させようとする場面としては、例えば、当該公益信託の目的は、依然として公益であるとはいえるものの、時間の経過による社会、経済、文化等の変化に伴って、社会的な意義が相対的に低下し、その結果、より社会的な意義が高いと思われる隣接する公益に財を用いることがより有益ということが出来る場合であったり、信託の関係者の負担が過大となったりしている場合などを想定することができる。

そして、このような場面については、当事者の交代、目的の変更等によって、一定程度は対処することができるものとも思われるが、公益信託を信託の関係者の合意のみによって終了することを一切認めず、当該公益信託の継続を強いることは、財の効率的な利用の観点に照らし、望ましいとはいえないとも考えられる。また、従前の部会の調査審議の過程においては、例えば、信託財産が僅少である場合などに、受託者が信託の終了の可否を判断することにリスクを負うとして、公益信託の合意による終了が認められれば、このような場合であっても、受託者がリスクを負うことなく、公益信託を終了させることができるとの指摘もあった。このほか、公益法人制度においては、公益法人が任意に公益認定の取消しを申請することが認められていることとのバランスを考慮する必要もある。

他方で、公益信託を信託の関係者の合意により終了させることができるとの制度を設けることは、一旦公益のために財産を拠出した以上、公益信託は継続していくべきであるとする公益信託の継続性の要請にそぐわない面がある。また、現行税法が公益信託への財産の拠出を寄付金として扱い、「合意による終了ができないものであること」を税法上の特定公益信託の要件としていることからすると、新たな公益信託が税制優遇を受けられるものであることを目指す観点からも、望ましいとはいえない。さらに、公益信託を信託の関係者の合意により終了させることを許容することにより、寄附者などその公益信託の継続を信頼した者の期待を害するおそれがある。このほか、公益信託が成立の認可を受けた後、その認可基準を充足しなくなった場合に、信託の関係者において、行政庁が当該公益信託の成立の認可を取り消すことを免れることを意図し、それに先立って、当該公益信託を合意により終了させるということも考えられる。

これらの必要性、許容性の観点を踏まえ、公益信託を委託者、受託者及び信託管理人の合意により終了させることの可否について、どのように考えるか。

## 5 公益信託の成立の認可の取消しによる終了

公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする。

○ 中間試案第16の5「公益信託の成立の認可の取消しによる終了」

公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする（注）。

（注）原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は受益者の定めのない信託として存続するものとするという考え方がある。

（補足説明）

中間試案第16の5では、（注）として、公益信託の成立の認可の取消しがされた場合に、「原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は受益者の定めのない信託として存続するものとする」という考え方を示していた。

しかし、仮に、委託者の意思を尊重すべきであったとしても、公益信託の成立の認可が取り消されるのは、内部のガバナンス等に相当な問題がある場合であると考えられることからすれば、そのような公益信託を受益者の定めのない信託として存続させる必要性はないと考えられる。また、公益信託の成立の認可を取り消された信託が受益者の定めのない信託として存続することを許容した場合には、公益信託においても、公益法人における公益目的取得財産残額に相当する財産の価額の算定等の仕組みが必要となり、軽量・軽装備のメリットを害するおそれがある。

そこで、中間試案第16の5の（注）の考え方は、取り上げないこととした。

なお、本文の提案を採用する場合には、公益信託の成立の認可の取消しは、公益信託の終了事由となることから、本部会資料第16の1(9)として、「公益信託の成立の認可が取り消されたとき」を追加することとなる。

## 第17 公益信託の終了時の残余財産の処理

### 1 残余財産の帰属【P】すべき者の指定

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属【P】すべき者の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属【P】させることを定めたものでなければならないものとする。
- (3) その他、公益法人の残余財産の処理と同様の手続を要するものとする。



○ 中間試案第17の1「公益信託の終了時の残余財産の処理」

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする（注）。
- （注）公益信託の成立後の寄附等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については上記(2)に掲げた者を指定するものでなければならぬとした上で、公益信託の成立時に抛出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

（補足説明）

- 1 中間試案第17の1(1)の提案においては、公益信託の残余財産の「帰属権利者」という語を用いていたが、従前の部会の調査審議の過程において、「公益信託の帰属権利者は、私益信託の帰属権利者とは異なり、残余財産を受領することに何らかの意味での権利性等を有していないのではないか」、「公益信託の場合は、残余財産は単に移転するだけであり、その場合に『帰属』という用語を使用すると概念の混合が起きる」との指摘があったことを踏まえ、「帰属権利者」という語を用いないこととした上で、「帰属」という語についても、【P】を付すこととした。

なお、公益信託における残余財産の処分の具体的な手続については、受益者の定めのある信託等との差異を整理した上で、公益法人認定法の手続を参考として、行政庁の関与の有無やその在り方などの点について検討をする必要がある。

- 2 中間試案第17の1(2)では、（注）として、「公益信託の成立後の寄附等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については、公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に掲げた者を指定するものでなければならぬとした上で、公益信託の成立時に抛出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する」との考え方を示していた。

しかし、公益信託の終了について規定した旧信託法第73条においては、委託者は、帰属権利者として想定されておらず、その趣旨を引き継いだ現行公益信託法第9条においても同様に解されるものと考えられる。

また、我が国の法制においては、「営利」とは、収益や残余財産が終局的に構成員に分配されることを指すものと解されている。そのため、公益信託の残余財産が委託者に戻ることを許容することは、公益信託が営利性を有することを許容することとなるものと考えられる。さらに、法人税法第12条第2項が、「信託財産の給付を受けることと

されている者」を受益者とみなして、法人税法の規定を適用していることからすると、最終的に信託財産が委託者に戻るとすることは、新たな公益信託が税制優遇を受けることを目指す観点からは、慎重な検討が必要となる。

そこで、以上を踏まえ、中間試案第17の1(2)の(注)の考え方は取り上げないこととした。

## 第4 公益信託の受託者

### 1 公益信託の受託者の資格

(1)【甲案】公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力）を有する法人でなければならないものとする。

【乙案】公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力）を有する者（法人又は自然人）でなければならないものとする。(注)

(注) 受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をすることができる能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を有することを必要とするとの考え方がある。

### (2) 公益信託の受託者の欠格事由

公益信託の受託者が次のいずれかに該当する場合には、公益信託の成立の認可を受けることができないものとする。

ア 受託者が自然人である場合（(1)で乙案を採用する場合）

(ア) 信託法第7条に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しない者

## イ 受託者が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，上記ア(7)から(オ)までのいずれかに該当する者があること。

### ○ 中間試案第4「公益信託の受託者」

#### 1 公益信託の受託者の資格

公益信託の受託者は，次の資格を満たさなければならないものとする。

##### (1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること（注1）

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること（注2）

（注1）受託者がその信託財産の処分を行う場合には，当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とすべきであるとの考え方がある。

（注2）受託者の資格として，自然人が公益信託の受託者となる場合には，公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし，その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

##### (2) 受託者が自然人である場合（(1)で乙案を採用する場合）

ア 信託法第7条に掲げる者に該当しないこと

イ 禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

ウ 信託法その他の法律の規定に違反したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

オ 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消の日から5年を経過しない者に該当しないこと

##### (3) 受託者が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，上記(2)アないしオのいずれかに該当する者がいないこと

(補足説明)

## 1 パブリックコメントの結果

中間試案第4の1(1)の提案に対しては、パブリックコメントでは、甲案及び乙案の双方を支持する意見がそれぞれあった。このうち、甲案に賛成する意見は、公益信託におけるガバナンスの必要性や継続性を理由とするものであり、乙案に賛成する意見は、現行制度においても、受託者の資格に制限がないことや担い手の拡大を理由とするものである。

また、(注1)の考え方に対しては、税制優遇を受けることを目指す観点から、運営委員会を必置とすることを求めるとして、これに賛成する意見があった。他方で、新たな公益信託においては、受託者に公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を有する者が選任されることを踏まえ、運営委員会を必置にする必要はないとして、これに反対する意見があった。

さらに、(注2)の考え方に対しては、自然人が受託者となる場合には、法人、自然人を問わず、他の受託者との共同受託を認めるものとすべきであるとして、これに賛成する意見があった。他方で、共同受託を義務付けることは、過剰な規制であるとして、これに反対する意見があった。

## 2 公益信託事務の適正な処理をすることができる能力について

公益法人認定法第5条第2号は、「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」を公益法人の認定基準としている。同号の趣旨は、公益法人は、設立目的の達成のため、将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業を行うことが期待されており、そのために必要な財産、技術的能力を保有している必要があることから、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることを認定基準として設けたものとされている。この趣旨は新たな公益信託にも同様に妥当すると考えられる。また、新たな公益信託においては、現在の公益法人の認定実務と同様に、公益信託の成立の認可の段階で、「公益信託としての」経理的基礎及び技術的能力について行政庁による審査が行われることを想定しているが、公益信託としての経理的基礎及び技術的能力を担保するのは、公益信託の受託者であることを前提としている。

そこで、本部会資料第4の1(1)では、甲乙両案において、公益信託の受託者は「公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力）を有すること」を求める提案をしている。

なお、公益信託の受託者が公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を喪失した場合には、公益法人制度との平仄を合わせる観点から、行政庁が公益信託の成立の認可を取り消すことができるもの（任意的取消事由）とした上で、信託管理人についても受託者と同様の対応とすることを想定している。

以下、参考として、現在の公益法人の認定実務とそれを新たな公益信託に当てはめた

場合の判断基準等について記載する。

現在の公益法人の認定実務においては、まず「経理的基礎」については、①財産基盤の明確化、②経理処理・財産管理体制の適正性、③情報開示の適正性が求められる（公益認定等ガイドライン参照）。①財産基盤の明確化においては、申請者から提出された事業計画書、貸借対照表、収支予算書等により当該法人の財務状態や収入の見積り等が適切かどうかを確認する。②経理処理・財産管理体制の適正性においては、財産の管理、運用について理事等の法人の役員が適切に関与することや十分な会計帳簿を備え付けることが可能であるか、不適正な経理を行わない体制となっているか等について、当該法人の経理担当組織の体制等について審査が行われる。③情報開示の適正性については、外部監査を受けていることや監事を公認会計士又は税理士が務めること等の基準をもって、適切に情報開示がなされるか否か審査が行われる。経理的基礎の審査に際しては、これらの基準を踏まえ、想定する事業の規模に応じて、適切な体制となっているか否かの判断がされている。

これを公益信託の受託者に当てはめると、想定される公益信託事務の内容や規模等に照らして、信託財産として適切な規模の財産が委託者から拠出される見込みであることや、公益信託の受託者が適切な経理処理体制を構築していること、信託財産の運用を適切に行うことが可能であること等が必要となると考えられる。

なお、①財産基盤の明確化については、原則は信託財産の拠出計画、寄附計画等について審査を行うこととなるものと考えられるが、公益信託事務の内容や規模等によっては、受託者が損失てん補責任を負う可能性もあるものと考えられる。そのような場合には受託者の固有財産からの出捐が想定されることから、当該固有財産を審査対象とすることも含めて、実効性のある審査が可能となる仕組みを検討する必要がある。

また、「技術的能力」について、現在の公益法人の認定実務においては、「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」（公益認定等ガイドライン参照）とされている。この点は、公益認定等ガイドラインの中に掲げられている「公益目的事業のチェックポイント」も踏まえ判断されることとなる。ただし、公益法人認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、「①公益法人認定法第2条第4号の別表に掲げる種類の事業であって」、「②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」とされているが、①については、公益法人認定法第2条第4号の別表各号に明示されていることから、「公益目的事業のチェックポイント」は、②について事実認定を行う際の留意事項という位置付けとされている。従前の部会資料では、公益信託事務として、美術館の運営を行う、いわゆる事業型の公益信託を想定していたことから、以下においては、当該チェックポイントに掲げられている中で、比較的それに近い「(10)博物館等の展示」について例示をすると次のとおりとなる。すなわち、博物館等の展示を公益目的事業とする場合には、公益目的事業は、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料に直接接する機会を不特定多数の者に与えることを趣旨としている必要がある」とされる。また、そのチェックポイントとしては、①当該博物館等の展示が不特定多数

の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか、②公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか（より具体的には、例えば、テーマに沿った展示内容であるか、出展者にはテーマに沿った展示を厳守させているか、テーマでうたっている公益目的とは異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないかなどの点が審査の対象となる。）、③資料の収集・展示について専門家が関与しているか、④展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないかという点が掲げられている。

これを公益信託の受託者に当てはめた場合には、公益目的の達成という観点では、公益法人と公益信託とで変わることはないことから、公益信託においても公益法人と同様の観点で判断をすることになると考えられる。しかし、例えば、美術品を100点展示するのと数点展示するのでは、求められる技術的能力は異なると考えられることから、その点は、事業の規模等も勘案して判断がされることとなると考えられる。

なお、公益認定等ガイドラインでは、技術的能力に関し、「事業に必要な技術的能力は法人自らが全てを保有していることを求めているものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないと判断される場合もありうる」とされていることから、公益信託の受託者が一人で公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を担保する必要まではないと考えられる。しかし、例えば、学生寮の運営を公益信託事務としている事例において、実際の運営が全て運営会社に委託されているような場合には、技術的能力を備えていないものと判断される場合もあり得ると考えられる。

### 3 公益信託の受託者の資格について

本部会資料第4の1(1)の本文の提案は、中間試案第4の1(1)の本文と同様の提案である。中間試案第4の1(1)の補足説明においては、甲案の理由としては、①美術館や学生寮の運営のほか、経済的な問題などにより家庭で十分な食事を取ることが困難な子ども等に対し地域住民が無料で食事を提供する子ども食堂の運営のような事業型の公益信託を想定するのであれば、元々それに類似する事業を行っている法人の方が受託者として想定しやすいこと、②公益信託を簡易に設定し、安定的・継続的に遂行するためには受託者においてそれなりの人員、組織及び資力を有していることが前提となること、③死亡、病気や老衰などのリスクが存在する自然人の受託者と異なり、法人の場合には、人員、組織及び資力の点で、それらのリスクが小さいことを挙げていた。

他方で、甲案に対しては、公益信託には多様な活用法が想定され、その中には自然人の受託者において信託財産の管理処分を含む公益信託事務の適正な処理を行うことが可能なものもあり得るのであって、一律に自然人を受託者から排除するのは相当でないとの指摘がある。

また、中間試案第4の1(1)の補足説明においては、乙案の理由としては、①公益信託

の受託者として重要なのは、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力であり、その能力を有する者であれば、法人であっても自然人であっても差し支えないこと、②法人にも、破産や解散などにより受託者としての能力を失う場面があり得ること、③現在の信託法は、旧信託法における受託者の自己執行義務を改めて受託者から第三者への事務処理の委託を広く認めており、自然人の受託者が第三者に一定の範囲の信託事務を委託して公益信託事務を行うことは可能であることを挙げていた。

他方で、乙案に対しては、自然人は、法人と異なって内部のガバナンスを備えていないことから、信託財産の管理処分を含む公益信託事務の適正な処理を確保する仕組みが十分でないとの指摘がある。また、法人の場合には、資本金の額や貸借対照表、組織構成等の客観的な要件に基づいて受託者としての適格性を判断することができるのに対し、自然人の場合には、受託者としての適格性の要件を客観的に定めることには困難を伴い、新たな公益信託における行政庁がそれぞれの自然人について、受託者としての適格性を判断することも困難となる等との指摘がある。

上記2のとおり、新たな公益信託の受託者には公益信託事務の適正な処理をすることができる能力が求められることを前提として、これらの観点を踏まえ、公益信託の受託者の資格について、どのように考えるか。

#### 4 学識経験を有する者又は組織の意見を聴く仕組みについて

運営委員会等は、現在の公益信託の実務において、公益信託における公益性を担保する役割の一部を担っており、公益信託の許可審査基準においては、運営委員会等を設置していなければならないものとされている。

しかし、新たな公益信託においては、受託者に「公益信託事務の適正な処理をすることができる能力（当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力）」、すなわち、財産管理能力と公益性を担保することができる能力を求めることとしている。そのため、新たな公益信託において、運営委員会等の学識経験を有する者又は組織を必置の機関とする必要性までは見出し難い反面、これらを必置の機関とした場合には、軽量軽装備のメリットを損ねる可能性がある。

そこで、中間試案第4の1(1)の(注1)の考え方を取り上げないこととしている。

もっとも、本部会資料第4の1(1)の提案は、それぞれの公益信託において、任意に学識経験を有する者又は組織を設置することを妨げるものではなく、この点に変更はない。仮に、受託者が単独で公益信託事務の適正な処理をすることができる能力を満たすことが難しいと判断する場合や、公益信託の目的により資することを目的とする趣旨から、受託者に助言を与える役割を果たす機関を任意に設置することは、当然に許容される。

#### 5 公益信託の受託者の欠格事由について

##### (1) (ア)について

信託法第7条に掲げる者を受託者としてした信託は、無効であると解されている。

そのため、そのような者を受託者としてした公益信託も、公益信託自体が当然に無効であると解されることとなる。

(2) (イ)から(オ)までについて

これらについては、公益法人認定法第29条第1項において、公益法人が同法第6条の欠格事由に該当した場合が公益認定の必要的取消事由とされていることと平仄を合わせる観点から、公益信託においても、これらの欠格事由に該当することが必要的な取消事由となるものとするのが相当であると考えられる。

また、このうち、(ウ)については、信託法施行令第3条第2号ロや公益法人認定法第6条第1号ロの規定などを踏まえ、欠格事由とすべき罰金刑を定める必要がある。

なお、上記の整理を踏まえると、例えば、公益信託の受託者がいまだ欠格事由に該当まではしていないものの、近い将来に該当するおそれがある場合などに、公益信託の内部のガバナンスを適切に発動させる必要がある。そのため、このような場合に公益信託の内部のガバナンスが適切に機能するかどうかという観点から、部会資料47の第13の2（公益信託の受託者の解任）の提案における解任事由の在り方について検討する必要がある。

## 第5 公益信託の信託管理人

### 2 公益信託の信託管理人の資格

(1) 公益信託の信託管理人は、公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力（公益信託の受託者が当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しているか監督する能力）を有する者でなければならないものとする。

(2) 公益信託の信託管理人の欠格事由

公益信託の信託管理人が、次のいずれかに該当する場合には、公益信託の成立の認可を受けることができないものとする。

ア 当該公益信託の受託者

イ 受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者

ウ 当該公益信託の委託者

エ 委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者

オ 信託管理人が自然人である場合

(ア) 信託法第124条第1号に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者



(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しない者

カ 信託管理人が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，上記オ(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者があること。

○ 中間試案第5の2「公益信託の信託管理人の資格」

2 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は，次の資格を満たさなければならないものとする。

(1)ア 受託者又はその親族，使用人その他受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

イ 委託者又はその親族，使用人その他委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

(2) 信託法第124条に掲げる者に該当しないこと

(3) 信託管理人が自然人である場合

前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと

(4) 信託管理人が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，前記第4の1(2)に掲げる者に該当する者がいないこと

(注) 上記(1)から(4)までに加え，当該公益信託の目的に照らしてふさわしい学識，経験及び信用を有する者（公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者）であることを必要とする考え方があ

(補足説明)

1 本文の提案の表現の変更

部会資料46の第5の2(2)及び(3)の提案に対しては，第49回会議において，信託法第124条に掲げる者であることが新たな公益信託の信託管理人の欠格事由に該当するかどうかの分かりにくいとの指摘があったことを踏まえ，規律の実質をより明確にする観点から，表現振りを改めている。

## 2 公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力について

第49回会議では、部会資料46第5の2(1)として、新たな公益信託の信託管理人に公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力をを求めることを提案し、賛成が得られたが、公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力について、「軽量・軽装備の公益信託を認めていこうとするときに、余り高い能力を要求するのは適当ではない」との意見が複数出された。なお、本部会資料第5の2(1)の本文の提案は、若干の表現振りの修正を行っているが、求められる能力について変更する趣旨ではない。

本部会資料第4の1(1)の本文では、新たな公益信託の受託者の能力として、公益信託事務の適正な処理をすることができる能力として、当該公益信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力をを求めることを提案している。そして、これを前提として、信託法上の信託管理人の役割に鑑みると、新たな公益信託の信託管理人に求められる公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力とは、受託者が当該公益信託事務を行う経理的基礎及び技術的能力を有していると言えるに十分な体制を構築し、それが適切に運用されているか等を監督する能力であると考えられる。具体的には、経理的基礎の観点からは、例えば、経理的基礎の一構成要素である経理処理・財産管理の適正性に関し、「不適正な経理を行わないこと」という点について、受託者が作成する計算書類等のチェックを通じて、適切な経理処理体制が構築されているか等の点について監督すること等が想定される。また、技術的能力の観点からは、例えば、助成型の公益信託であった場合に、信託管理人は、助成先が妥当であるかどうかを監督する必要はなく、当該公益信託の目的、公益信託事務の内容又はその規模等に照らして、妥当な判断をすることができる体制を受託者が構築しているかという点を監督すること等が想定される。

なお、上記のような新たな公益信託の信託管理人に課された役割に鑑みると、これらの役割は、信託法上の信託管理人と同一の権限等に基づくものであり、公益信託事務の適正な処理の監督をすることができる能力は、新たな公益信託の信託管理人に信託法上の信託管理人に新たな権限を付与したり、それ以上の能力を要求したりするものではない。そのため、公益信託の信託管理人は、信託法上の信託管理人と同様に、例えば、受託者が違法行為を行っている場合には、その差止請求権（信託法第44条第1項）を行使することが求められる。

## 第6 公益信託の委託者

### 1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できるものとする。

### 2 公益信託の委託者の地位の相続

公益信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする。(注)。

(注) 信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする考え方がある。

(補足説明)

#### 1 公益信託の委託者の権限について

部会資料46の第6では、「公益信託の委託者の権限を確定させるためには、主に第13(公益信託の受託者の辞任・解任, 新受託者の選任), 第14(公益信託の信託管理人の辞任・解任, 新信託管理人の選任), 第15(公益信託の変更, 併合及び分割)における検討を踏まえる必要があるため, 当該検討を踏まえた上でその他の権限も併せて検討することとする。」としており, 部会資料47における第13, 第14, 第15の検討を踏まえ, 別表にその検討結果を整理した。

そして, 第13から第15までの検討の対象に含まれてはならず, 検討が未了な「受益者の定めのある信託の委託者が信託行為に別段の定めがなくとも有する権限」としては, 信託法第36条に掲げる信託事務の処理の状況等に関する報告請求権が挙げられることから, この権限について, 新たな公益信託の委託者の権限とすべきか検討する必要がある。

仮に, この権利を制限し, 委託者が受託者に報告を求めることができないのであれば, 委託者は, 信託事務の処理が適切にされているかどうかということすら知ることができない。また, 新たな公益信託において, 委託者がこの権利を有することを特に制限しなければならない理由は, 見出し難い。そこで, 公益信託の委託者は, 同条に掲げる信託事務の処理の状況等に関する報告請求権を信託行為に別段の定めがなくとも有するものとするのが相当であると考えられる。

なお, 信託行為に委託者がこの権利を有しないことを定めることができるものとする。

#### 2 公益信託の委託者の地位の相続について

中間試案第6の2の提案では, 公益信託の委託者の相続人は, 委託者の地位を相続により承継しないものとするとの提案をしていたが, (注)として, 信託行為に別段の定めがあるときは, その定めるところによるものとする考え方を示していた。

この考え方に対して, パブリックコメントでは, 「公益信託利用促進の観点等から,

委託者の地位を一身専属的にするほどの制限の必要性には疑問がある」等として、(注)の考え方に賛成する意見と、「委託者とその相続人との利益相反的な関係性もある中で、特に委託者の地位を相続によって存続させる必要性は認められない」「委託者の相続発生後の法律関係が複雑になる」等として(注)の考え方に反対する意見とがあった。

一般に、受益者の定めのある信託等の委託者の地位は、委託者又は受託者の死亡等によっても信託が終了しないことに鑑み、受託者との個人的な信頼関係に基づく一身専属的なものとはいえないとされており、このことは、公益信託の委託者についても、同様に当てはまるものと考えられる。

しかし、公益信託の設立者である委託者(以下「当初委託者」という。)の意思を尊重すべきであるとしても、その相続人が当初委託者の意思を継いでその権限を行使する蓋然性が高いとまではいい難く、仮に、相続人が委託者の地位を承継した上で、当初委託者の意思に反する形でその権限を行使した場合には、当初委託者が意図した公益目的の実現がむしろ不可能となる。また、公益信託が公益目的のために財産を拠出したものであることに鑑みると、当初委託者の意思は尊重すべきであるとしても、その相続人を介してその意思を尊重するまでの必要性はないものと考えられる。このほか、共同相続の場合には、被相続人である当初委託者の意図に反し、公益信託が相続をめぐる紛争に巻き込まれたり、法律関係が複雑なものとなったりし、その結果、公益信託の適正かつ円滑な運営を阻害する状況が生ずるおそれがあることも考慮する必要がある。

以上を踏まえると、(注)の考え方を採らず、本文の規律を強行的なものとするべきとも思われるが、どのように考えるか。

なお、本部会資料第6の2の(注)の考え方の当否を検討するに当たっては、併せて、信託法第146条の方法による委託者の地位の移転を許容するかどうかという点についても検討する必要がある。

上記の趣旨を踏まえ、(注)の考え方を採用しない場合には、その趣旨を徹底する観点から、委託者の地位が相続以外の場面によって第三者に移転することも相当でないと考えられることから、同条の方法による委託者の地位の移転も許容しないものとするのが相当であると考えられる。また、(注)の考え方を採用する場合には、委託者、受託者及び信託管理人の合意があるのであれば、第三者に委託者の地位を移転することも許容されるべきであると考えられることから、同条と同様の規律を新たな公益信託法にも及ぼすこととするのが相当であると考えられる。

これらの点も踏まえ、委託者の地位の移転についてどのように考えるか。

以上

SEQ	権利の内容	信託法上の根拠規定	受益者の定めのある信託					新たな公益信託				
			委託者			受益者		委託者			信託管理人 (SEQ36～39については、他の信託管理人が 現に存する場合の他の信託管理人の権限)	
			別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否	別段の定めがない場合	制限の可否	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否	別段の定めがない場合	制限の可否
1	遺言信託における受託者の選任の裁判に対する即時抗告権	第6条第3項	/	/	/	○	× (第92条第1号)	/	/	/	○	× (第92条第1号)
2	信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割に関し受託者と協議をする権利	第19条第1項第2号及び第3項第2号	/	/	/	○	/	/	/	/	○	× (部会資料46第5の3)
3	信託財産への強制執行等に対する異議申立権等	第23条第5項、第6項	×	○ (第145条第2項第1号)	—	○	× (第92条第3号)	×	○	—	○	× (第92条第3号)
4	費用又は報酬の支払いの請求権	第24条第1項	×	○ (第145条第3項)	—	○	× (第92条第4号)	×	○	—	○	× (第92条第4号)
5	受託者等の権限違反行為の取消権	第27条第1項、第2項	×	○ (第145条第2項第2号)	—	○	× (第92条第5号)	×	○	—	○	× (第92条第5号)
6	受託者の利益相反行為又は競合行為についての事前の承認	第31条第2項第2号及び第32条第2項第2号	/	/	/	○	/	/	/	/	○	× (部会資料46第5の3)
7	利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権	第31条第3項、第32条第3項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
8	受託者の利益相反行為に対する追認	第31条第5項	/	/	/	○	/	/	/	/	○	× (部会資料46第5の3)
9	受託者の利益相反行為に関する取消権	第31条第6項、第7項	×	○ (第145条第2項第3号)	—	○	× (第92条第6号)	×	○	—	○	× (第92条第6号)
10	受託者の競合行為について信託財産のためにされたものとみなす権利	第32条第4項	×	○ (第145条第2項第4号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
11	信託事務を委託された第三者の不適任等に関する通知受領権	第35項第3項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
12	信託事務の処理の状況についての報告請求権	第36条	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第7号)	○	—	○	○	× (第92条第7号)
13	信託財産の状況に関する書類の内容の報告受領権	第37条第3項	×	○ (第145条第4項第2号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
14	帳簿、信託事務の処理に関する書類又は信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権	第38条第1項	×	○ (第145条第2項第5号)	—	○	× (第92条第8号)	×	○	—	○	× (第92条第8号)
15	受託者の任務違反行為等に対する損失てん補等請求権	第40条第1項	×	○ (第145条第2項第7号)	—	○	× (第92条第9号)	×	○	—	○	× (第92条第9号)
16	法人である受託者の役員の連帯責任請求権	第41条	×	○ (第145条第2項第8号)	—	○	× (第92条第10号)	×	○	—	○	× (第92条第10号)
17	受託者の損失てん補責任等を免除する権利	第42条	/	/	/	○	/	/	/	/	○	× (部会資料46第5の3)
18	受託者の信託違反行為の差止請求権等	第44条	×	○ (第145条第2項第9号)	—	○	× (第92条第11号)	×	○	—	○	× (第92条第11号)
19	受託者等に対する訴訟の費用等の支払請求権	第45条第1項、第226条第6項、第228条第6項、第254条第3項	×	○ (第145条第3項)	—	○	× (第92条第12号)	×	○	—	○	× (第92条第12号)
20	検査役選任の申立権	第46条第1項	×	○ (第145条第2項第10号)	—	○	× (第92条第1号)	×	○	—	○	× (第92条第1号)
21	検査役による報告の写し等を受託者が受領した旨の通知受領権	第47条第5項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	○	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
22	検査役による調査結果の通知受領権	第47条第6項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
23	信託財産からの費用の前払いの額等の通知受領権	第48条第3項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	○	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
24	信託行為に信託報酬の額等の定めがない場合の額等の通知受領権	第54条第3項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
25	受託者の辞任の同意	第57条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	○	○	—	○	○	× (部会資料46第5の3)
26	受託者の解任の合意	第58条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	○	○	—	○	○	× (部会資料46第5の3)
27	受託者の解任申立権	第58条第4項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
28	受託者の任務終了の事実の通知受領権	第59条第1項、第60条第1項	×	○ (第145条第4項第1号)	—	○	○	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
29	信託財産に属する財産の処分の差止請求権	第59条第5項、第60条第3項、第5項	×	○ (第145条第2項第11号、第12号)	—	○	× (第92条第13号、14号)	×	○	—	○	× (第92条第13号、14号)
30	費用又は報酬の支払いの請求権	第61条第1項	×	○ (第145条第3項)	—	○	× (第92条第15号)	×	○	—	○	× (第92条第15号)
31	新受託者の選任の合意権	第62条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	× (部会資料46第5の3)
32	信託財産管理人の解任申立権	第70条(第58条第4項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
33	信託財産法人管理人の解任申立権	第74条第6項(第70条準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
34	前受託者の権限違反行為の取消権	第75条第4項(第27条第1項、第2項準用)	×	○ (第145条第2項第2号)	—	○	× (第92条第5号)	×	○	—	○	× (第92条第5号)
35	受託者がする計算の承認権	第77条第1項、第78条、第184項1項	×	○ (第145条第4項第3号)	—	○	/	×	○	—	○	× (部会資料46第5の3)
36	信託管理人の辞任に対する同意権	第128条第2項(第57条第1項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	○	○	—	○	○	○

委託者としての権利

SEQ	権利の内容	信託法上の根拠規定	受益者の定めのある信託					新たな公益信託				
			委託者			受益者		委託者			信託管理人 (SEQ36～39については、他の信託管理人が 現に存する場合の他の信託管理人の権限)	
			別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否	別段の定めがない場合	制限の可否	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否	別段の定めがない場合	制限の可否
37	信託管理人の解任の合意権	第128条第2項(第58条第1項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	○	○	—	○	○	○
38	信託管理人の解任申立権	第128条第2項(第58条第4項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
39	新信託管理人の選任の合意権	第129条第1項(第62条第1項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	/
40	信託管理人であった者からの事務の結果等の報告受領権	第129条第3項, 第130条第2項	×	○ (第145条第4項第2号)	—	○	/	×	○	—	○	×
41	信託の変更の合意権	第149条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
42	信託の目的に反しないことが明らかであるときの信託の変更の合意権	第149条第2項第1号	/	/	/	○	/	/	/	/	○	×
43	信託の目的に反しないことが明らかであるときの信託の変更の通知受領権	第149条第2項第1号	○	—	○ (第145条第1項)	/	/	○	—	○	○	×
44	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合の信託の変更の通知受領権	第149条第2項第2号	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
45	受益者の利益を害しないことが明らかであるときの信託の変更権	第149条第3項第1号	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
46	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益を害しないことが明らかである場合の信託の変更権	第149条第3項第2号	/	/	/	○	/	/	/	/	○	×
47	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益を害しないことが明らかである場合の信託の変更の通知受領権	第149条第3項第2号	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
48	軽微な変更の同意を得ていない場合の通知受領権		/	/	/	/	/	/	/	/	○	×
49	特別の事情による信託の変更申立権	第150条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
50	信託の変更の合意権	第151条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
51	信託の目的に反しないことが明らかであるときの信託の併合の合意権	第151条第2項第1号	/	/	/	○	/	/	/	/	○	×
52	信託の目的に反しないことが明らかであるときの信託の併合の通知受領権	第151条第2項第1号	○	—	○ (第145条第1項)	/	/	○	—	○	○	×
53	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合の信託の変更の通知受領権	第151条第2項第2号	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
54	信託の分割の合意権	第155条第1項, 第159条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
55	信託の目的に反しないことが明らかであるときの信託の分割の合意権	第155条第2項第1号, 第159条第2項第1号	/	/	/	○	/	/	/	/	○	×
56	信託の目的に反しないことが明らかであるときの信託の分割の通知受領権	第155条第2項第1号, 第159条第2項第1号	○	—	○ (第145条第1項)	/	/	○	—	○	○	×
57	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合の信託の分割の通知受領権	第155条第2項第2号, 第159条第2項第2号	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
58	信託の終了の合意	第164条第1項	○	—	○ (第164条第3項)	○	/	○	—	○	○	×
59	信託終了の申立権	第165条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
60	信託終了の裁判に関する即時抗告権	第165条第4項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
61	新受益者の選任の申立権	第173条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
62	限定責任信託の書類等の内容に関する報告受領権	第222条第5項	×	○ (第145条第4項第2号)	—	○	○	×	○	—	○	×
63	限定責任信託における受益者の損失てん補請求権	第226条第1項, 第228条第1項, 第254条第1項	×	○ (第145条第2項第13号, 第14号, 第15号)	—	○	×	×	○	—	○	×
64	受益者の任務終了時の行政庁への届出(義務)		/	/	/	/	/	[P]	[P]	[P]	[P]	[P]
65	遺言信託における受益者の信託の引受けの催告権	第5条第1項	×	—	—	○	×	×	—	—	○	×
66	遺言信託における裁判所に対する新受益者の選任申立権	第6条第1項	×	—	—	○	×	×	—	—	○	×
67	財産目録(貸借対照表等)の閲覧等請求権	第38条第6項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
68	新受益者に対する就任の承諾の有無の催告権	第62条第2項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	×
69	裁判所に対する新受益者の選任申立権	第62条第4項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
70	裁判所に対する新受益者の選任に対する裁判の即時抗告権	第62条第6項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
71	裁判所に対する信託財産管理命令の申立権	第63条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×
72	裁判所に対する信託財産管理命令の裁判に対する即時抗告権	第63条第4項	○	—	○ (第145条第1項)	○	×	○	—	○	○	×

委託者としての権利

利害関係人としての権利

利 害 関 係 人 と し て の 権 利	SEQ	権利の内容	信託法上の根拠規定	受益者の定めのある信託					新たな公益信託				
				委託者			受益者		委託者			信託管理人 (SEQ36～39については、他の信託管理人が 現に存する場合の他の信託管理人の権限)	
				別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否	別段の定めがない場合	制限の可否	別段の定めがない場合	別段の定めがある場合	制限の可否	別段の定めがない場合	制限の可否
	73	裁判所に対する信託財産法人管理命令の申立権	第74条第2項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	74	信託管理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第123条第2項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	× (部会資料46第5の3)
	75	裁判所に対する信託管理人の選任申立権	第123条第4項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	76	新信託管理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第129条第1項(第62条第2項準用)	○	—	○(第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	× (部会資料46第5の3)
	77	裁判所に対する新信託管理人の選任申立権	第129条第1項(第62条第4項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○[P]	—	○[P]	○[P]	×[P] (第92条第1号)
	78	裁判所に対する新信託管理人の選任に対する裁判の即時抗告権	第129条第1項(第62条第6項準用)	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	79	公益確保のための信託終了の申立権	第166条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	80	公益確保のための信託終了の裁判に対する即時抗告権	第166条第4項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	81	信託財産の保全処分申立権	第169条第1項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	82	信託財産の保全処分の裁判に関する申立権	第169条第3項	○	—	○ (第145条第1項)	○	× (第92条第1号)	○	—	○	○	× (第92条第1号)
	83	信託財産の保全処分に関する資料の閲覧等請求権	第172条第1項ないし第3項	○	—	○ (第145条第1項)	○	/	○	—	○	○	× (部会資料46第5の3)